

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童福祉法による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、児童福祉法による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和6年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置、助産の実施又は母子保護の実施に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第56条第1項及び第2項) ・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関する事務(児童福祉法第56条第2項)
③システムの名称	団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
費用徴収管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表11の項、20の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表20の項、80の項、81の項、141の項、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課
②所属長の役職名	子ども家庭福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(高等教育政策・学事文書課) 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話: 023-630-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話: 023-630-2260

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親へ委託、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第56条第1項及び第2項)	・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置、助産の実施又は母子保護の実施に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第56条第1項及び第2項)	事後	定期見直しによる修正
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項 別表第一主務省令第7条第4号、第6号	番号法第9条第1項 別表第一の7の項、9の項 別表第一主務省令第7条第6号、第8号	事後	定期見直しによる修正
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二の16の項 別表第二主務省令第12条第1号、第5号 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二の16の項、57の項 別表第二主務省令第12条第1号口、第3号口、第31条1号口、第2号口、第5号口	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二の16の項 別表第二主務省令第12条第1号、第3号、第4号、第5号 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項 別表第二主務省令第12条第1号口、ホ、第3号口、第31条1号口、第2号口、第5号口	事後	定期見直しによる修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 堀 弘幸	課長 永澤 隆志	事後	定期見直しによる修正
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 永澤 隆志	子ども家庭課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月15日	IV リスク対策			事後	様式の変更に伴う追加
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項、9の項 別表第一主務省令第7条第6号、第8号	番号法第9条第1項 別表8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条	事後	番号法改正による修正
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二の16の項 別表第二主務省令第12条第1号、第3号、第4号、第5号 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項 別表第二主務省令第12条第1号口、ホ、第3号口、第31条1号口、第2号口、第5号口	【情報照会】番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表11の項、20の項 【情報提供】番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表20の項、80の項、81の項、141の項、155の項	事後	番号法改正による修正
令和6年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	山形県子育て若者応援部子ども家庭課	山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長	子ども家庭福祉課長	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	山形県行政情報センター(学事文書課) 住所:〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話:023-630-3014	山形県行政情報センター(高等教育政策・学事文書課) 住所:〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話:023-630-3014	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	山形県子育て若者応援部子ども家庭課 住所:〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話:023-630-2347	山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課 住所:〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話:023-630-2260	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	定期見直しによる修正
令和6年7月1日	II しい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	定期見直しによる修正